

熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号)(以下「交付要綱」という。)第6の2及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号)(以下「実施要領」という。)第5の2並びに畜産経営体質強化資金対策事業実施要領(平成28年4月20日付け28年度発中畜第72号)(以下「対策事業実施要領」という。)に定めるもののほか、畜産経営体質強化支援資金の融通に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金の種類)

第2条 畜産経営体質強化支援資金は、畜産クラスター計画、畜産ICT化応援計画及び熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく、畜産経営で地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていくなど意欲あるものに対し、償還負担を軽減するために必要な借換えに要する資金とする。

(融資対象者)

第3条 畜産経営体質強化支援資金の融資対象者は、交付要綱第4の1の(2)に定める畜産クラスター計画、交付要綱第4の2の(2)に定める畜産ICT化応援計画及び交付要綱第47に定める熊本地震対応畜産クラスター計画における中心的な経営体、労働負担軽減経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者であって、実施要領別紙7の別添1の3の(1)に規定する畜産経営体質強化計画(以下「体質強化計画」という。)について知事の承認を受けた者とする。

(融資機関)

第4条 畜産経営体質強化支援資金の融資を取り扱う金融機関(以下「融資機関」という。)は、次に掲げる機関とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 株式会社商工組合中央金庫
- (5) 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、融資機関の指定については、融資機関は融資機関指定承認申請書(別記第1号様式)を知事に提出し、適当と認めたときは、知事は融資機関へ融資機関指定通知書(別記第2号様式)を交付する。

(県の助成)

第5条 県は、市町村が融資機関に対し畜産経営体質強化支援資金の利子補給金として、次の算式A以上の割合で算出した額を交付したときは、算式B以内の割合で算出した額を予算の範囲内で熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(平成24年熊本県告示第694号)の定めるところにより当該市町村に助成するものとする。

算式A $(a-b-c) \times 17 / 40$ ※小数点第2位未満四捨五入

算式B $(a-b-c) \times 13 / 40$ ※小数点第2位未満四捨五入

算式A及びBの計算には、対策事業実施要領別添1の5の(4)の定めに基づき公表される「畜産経営体質強化資金対策事業における貸付利率について」の表から以下のとおり用いるものとする。

「a」は同表の貸付年度ごとに定められた「融資機関の貸付金利」とする。

「b」は同表の貸付年度ごとに定められた「利子補給率」とする。

「c」は同表の貸付年度ごとに定められた「貸付利率」とする。

2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、貸付後10年以内とする。

3 知事は、畜産経営体質強化支援資金を借り受けた者が実施要領又はこの事務取扱要領に違反したと認められる場合は、市町村に対し、利子補給助成金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

(融資の条件)

第6条 融資機関が行う融資条件は、次に掲げるとおりとし、その詳細については、実施要領及び対策事業実施要領の定めるところによるものとする。

(1) 畜産経営体質強化支援資金により借換えを行うことができる資金は、対策事業実施要領別添1の1に定める資金とする。

(2) 貸付期間は、国が畜産経営体質強化資金対策事業を実施する期間とする。

(3) 償還期間(据置期間を含む。)及び据置期間は、酪農及び肉用牛経営にあっては25年以内及び5年以内、養豚経営にあっては15年以内及び5年以内とする。

(4) 貸付限度額は、体質強化計画で知事が承認した畜産経営体質強化資金の借入申込額の範囲内とする。

(5) 貸付利率は、対策事業実施要領別添1の5の(4)の定めに基づき公表される貸付利率とする。

但し、貸付当初5年間は無利子とする。

(6) 償還方法は、年賦元金均等償還とする。

(事業の承認申請)

第7条 畜産経営体質強化支援資金の借入れを希望する者(以下「借入希望者」という。)は、体質強化計画と別表に定める添付書類を添えた熊本県畜産経営体質強化計画承認申請書(別記第3号様式)を、融資機関の長に提出するものとする。

2 融資機関の長は、借入希望者が実施要領別紙5の別添1の2に規定する貸付対象者の要件に適合することを確認し、体質強化計画により経営改善が見込まれると認めるときは、前項の申請書に対策事業実施要領別添1の3の(2)のイで規定する畜産経営体質強化計画に対する意見書を付して、熊本県畜産経営体質強化支援資金に係る計画承認申請書(別記第4号様式)を、関係市町村長に提出するものとする。

3 市町村長は、体質強化計画の内容を確認し適当と認めるときは、前項の申請書を添えた熊本県畜産経営体質強化支援資金補助対象事業計画承認申請書(別記第5号様式)を関係広域本部長又は地域振興局長(以下「振興局長等」という。)を経由して、知事(団体支援課)に提出するものとする。

4 知事は、体質強化計画の達成が見込まれると認められるときは、あらかじめ九州農政局長に協議するとともに、借入希望者が養豚経営である場合は、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した上で体質強化計画を承認し、承認通知書(別記第6号様式及び別記第7号様式から別記第9号様式まで)により公益社団法人中央畜産会会長及び振興局長等を経由し、借入希望者、融資機関の長及び市町村長に通知するものとする。

5 融資機関の長は、畜産体質強化支援資金の貸付けを実行したときは、すみやかに熊本県畜産経営体質強化支援資金貸付実行報告書(別記第10号様式)を関係市町村長及び振興局長等を経由して知事(団体支援課)に提出するものとする。

(事業評価の報告)

第8条 畜産経営体質強化支援資金を借り入れた者(以下「借入者」という。)は、対策事業実施要領別添1の16の(1)に基づき、借り入れた年度から5年間、毎年度、体質強化計画の事業評価を行い、畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書及び財務状況報告書(以下「達成状況報告書等」という。)により、翌年度の4月10日までに融資機関の長に報告するものとする。

2 融資機関の長は、対策事業実施要領別添1の16の(2)に基づき、前項により提出された達成状況報告書等を取りまとめ、提出のあった年度の4月末までに市町村長及び知事(団体支援課)に提出するものとする。

3 融資機関の長は、対策事業実施要領別添1の16の(3)に基づき、財務状況に関する意見書を作成し、2の達成状況報告書等と併せて知事(団体支援課)へ提出するものとする。

4 知事は、対策事業実施要領別添1の16の(4)に基づき、2により提出された達成状況報告書等を取りまとめ、提出のあった年度の6月10日までに九州農政局長及び公益社団法人中央畜産会会長に提出するものとする。

5 借入者は、成果目標の達成状況について5年以内での達成が不十分な場合、又は、財務状況の悪化等により経営に支障が生じる懸念があると判断された場合には、成果目標については成果目標が達成されるまでの間、財務状況については財務内容の悪化が改善されるまでの間、畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告書又は財務状況報告書を提出するものとする。

この場合の同報告書の取扱いは、2～4のとおりとする。

ただし、以下のア又はイに掲げる場合は、借入者からの申し出及び融資機関から提出された意見書を参考に、知事は九州農政局長等に協議し、知事が妥当と判断することをもって、成果目標を変更又は借入者による当該改善状況の報告を終了させることができるものとする。

ア 自然災害等により取り組みが困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により達成が困難となるような事態が生じている場合

(事業の推進指導)

第9条 融資機関は、借入者の個別指導を行う指導員を設置するとともに、地域の畜産クラスター協議会等の協力を得て指導を行うものとする。

(証拠書類の保管期間)

第10条 証拠書類の保管期間は、当該貸付金の償還等が終了するまでの期間とする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別表

添 付 書 類 名	様 式 名	申 請 者		融資 機関	市町村
		新規	達成状 況報告		
熊本県畜産経営体質強化計画承認申請書	県要領 別記第3号様式	○			
熊本県畜産経営体質強化支援資金に係る 計画承認申請書	県要領 別記第4号様式			○	
熊本県畜産経営体質強化支援資金補助対 象事業計画承認申請書	県要領 別記第5号様式				○
畜産経営体質強化計画	中畜要領 別紙様式第1号	○			
畜産経営体質強化計画に対する意見書	中畜要領 別紙様式第2号			○	
技術分析表	県要領 別記第11号様式	○			
家畜飼養進度表	県要領 別記第12号様式	○			
畜産クラスター計画の写し	畜産クラスター計画に位置付け られた中心的経営体の場合	○			
熊本地震対応畜産クラスター計画の写し	熊本地震対応畜産クラスター計画に 位置付けられた中心的経営体の場 合	○			
畜産ICT化応援計画の写し	畜産ICT化応援計画に位置付けら れた労働負担軽減経営体の場合	○			
農業経営改善計画書及び認定書の写し	認定農業者の場合	○			
貸出先残高照会票 (負債残高を証明するもの)	—	○			
過去3カ年の税務申告書	—	○			
畜産経営体質強化計画成果目標達成状況 報告書(融資機関用)	中畜要領 別紙様式第29号		○		
財務状況報告書(融資機関用)	中畜要領 別紙様式第29号の 2		○		
家畜共済等の積極的な活用	確認できる書類 (加入している場合のみ)	○			
環境と調和のとれた農業生産活動	確認できる書類 (活動実施の場合のみ)	○			
配合飼料価格安定制度への加入促進	確認できる書類 (加入している場合のみ)	○			
畜産経営体質強化計画成果目標達成状況報告 書(都道府県用)	中畜要領 別紙様式第30号			○	
財務状況報告書(都道府県用)	中畜要領 別紙様式第30号の2			○	
財務状況に関する意見書(都道府県用)	中畜要領 別紙様式第30号の3			○	
「みどりチェック」チェックシート(畜産 経営体向け)	参考様式1	※			

※任意提出(努力義務)

注) 様式名欄の「県要領」とは本要領、「中畜要領」とは畜産経営体強化資金対策事業実施要領(平成28年4月20日付け28年度発中畜第72号)の様式とする。